

## 認定調査重要事項説明書

年　　月　　日現在

### 1 調査の目的

認定調査は、介護保険法による、要介護認定・要支援認定にかかる申請に基づく調査であり、且つ、介護保険給付のためには必須の調査となっています。

また、認定調査は、全国一律の基準で、公平・公正かつ客観的に行われるものです。

### 2 担当する介護支援専門員（調査員）

氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 011-596-0392

(午前8時45分～午後5時15分 土、日、祝日、12月29日～1月3日は休み)

上記の調査員は、○○市町村から委託を受けた北海道介護支援専門員協会に所属する専門的知識を有する介護支援専門員であり、介護保険法の規定により罰則規定も含めて公務に従事する職員とみなされます。

### 3 法人の概要

事業者名	一般社団法人北海道介護支援専門員協会
所在地	札幌市中央区北3条西7丁目1番地 第1水産ビル4F
連絡先	電話 011-596-0392 FAX 011-596-0394
法人種別	一般社団法人
代表者	会長 村山文彦
営業日	月～金（土、日、祝日、年末年始は休み）
営業時間	午前8時45分～午後5時15分
法人の行う他の業務	北海道介護支援専門員実務研修受講試験、ケアプラン点検評価等

### 4 当法人の従業員

職種	職務内容	勤務形態	人員等
管理者	管理業務（介護支援専門員と兼務）	常勤兼務	1名
介護支援専門員（以下専門員）	訪問調査業務、関連事務処理	非常勤兼務	12名

### 5 事務の目的・運営の方針

事務の目的	委託をしている市町村に係る、介護保険要介護認定調査事務の適正な運営を確保するため、管理運営に関する事項を定め、受託事務に係る被保険者に対し、公正に実施することを目的とする。
-------	--

運営の方針	<p>1 事務所は、委託をしている市町村との綿密な連携を図り、適切な対応に努めます。</p> <p>2 専門員は、被保険者の調査事務を実施するにあたり、公正中立的な立場で誠実に行います。</p> <p>3 専門員は、介護保険法に基づく制度の目的や介護保険サービス内容の理解に努め、被保険者に対して適切な情報提供を行います。</p>
-------	---

## 6 研修について

専門員は資質向上のため隨時必要な研修を受けています。

## 7 実施方法

事務所は次の方法で要介護認定調査事務を行います。

- (1) 保険者である市町村より依頼書を受理いたします。
- (2) 依頼書に基づき、調査先に対し訪問日程、同席者の調整、確認のため連絡をいたします。
- (3) 原則、ご自宅あるいは入所、入院先に調査員が出向きあらかじめ定めた設問により調査を行います。

なお、具体的な方法は厚生労働省が定めた認定調査員テキスト最新版に基づき、対象者の心身の状況、その置かれている環境、現に受けている医療や保健サービスおよび福祉サービスの状況等について、本人及び介護者からの聞き取りにより正確な調査を行います。

また、危険がないと判断される場合には本人に実際に調査項目の動作を行っていただく場合があります。

- (4) 調査終了後、調査員は報告書を作成し保険者に提出いたします。なお、一部調査先で未確認の事項、ご本人に確認できない事項等については実地調査終了後、電話等により確認する場合があります。

## 8 事故について

- (1) 専門員は訪問調査実施中に、事故、病状の急変、その他の事故が生じたときは、速やかに緊急措置を講ずるとともに市町村及び被保険者の家族等に連絡を行います。
- (2) 前項の事故の状況、事故に際して取った措置については記録し、2年間保存します。
- (3) 利用者に対して訪問調査の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

## 9 調査に利用料及び利用者負担

調査に係る利用料、負担はございません。

## 10 プライバシー（個人情報）の保護

本会は調査する上で知り得た情報は、本会個人情報管理規定に基づき適正に処理されます。

また、利用者やそのご家族に関する情報が含まれる記録物に関しては、善良な管理者の注意をもって管理を行い、処分の際にも漏洩の防止に努めます。

## 11 苦情相談窓口

この事務に関する苦情等については、本会個人情報管理規定に基づき適正に対処します。

サービスの提供に関して苦情や相談がある場合には、以下までご連絡ください。

○ 本会の苦情相談窓口

窓口名 サービス利用者苦情窓口	連絡先 011-596-0392
担当者 事務局長	F A X 011-596-0394

## 12 変更申請と不服申立て

対象者の心身の状況が著しく変化した場合等は、認定有効期間内であっても、変更申請（区分変更申請、要支援認定からの新規要介護認定申請、要介護認定からの新規要支援認定申請）が可能です。

また、認定結果に不服がある場合は、北海道介護保険審査会に対して、審査請求が可能です。

調査業務に当たり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

年 月 日

事業者 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目1番地 第1水産ビル4階  
名称 一般社団法人 北海道介護支援専門員協会  
会長 村山文彦 印

説明者 氏名

私は、本書面により事業者から重要事項の説明を受けました。

被保険者 住所

氏名

印

上記代理人（代理人を選定した場合）

住所

氏名

印